

平成27年6月26日

於 教育委員会室

平成27年6月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成27年6月大和市教育委員会定例会

○平成27年6月26日（金曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	齋藤園子	こども部長	関信夫
文化スポーツ部長	北島滋穂	教育総務課長	大下等
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	佐藤正美
指導室長	藤井明	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	池田操	こども・青少年課長	佐藤則夫
文化振興課長	樋田久美子	生涯学習センター館長	山崎浩
図書館長	桜井真澄	スポーツ課長	大軒邦彦

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋藤信行	教育総務課 政策調整 担当主査	澤村のどか
-----------------------	------	-----------------------	-------

○日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第 1（議案第30号） 平成27年度大和市奨学生の選考について（諮問）
  - 日程第 2（議案第31号） 平成28年度使用小学校教科用図書の採択について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前9時00分

○青 蔭 ただいまから、教育委員会6月定例会を開会いたします。  
委員長 会議時間は、正午までといたします。  
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の署名委員は、1番鈴木委員、2番石川委員、それぞれよろしくお  
願いいたします。

続きまして、教育長の報告を求めます。

○柿 本 前月の定例会以降の動きをご説明申し上げます。  
教育長 5月21日、22日の両日、厚木市文化会館を会場に、全国都市教育長  
協議会定期総会並びに研究大会が開催されました。神奈川県の中央地区で  
の全国大会開催ということで、20日の情報交換会から参加させていただきました。  
文部科学省からは、教育委員会制度を初めとして、コミュニティ・スクール、  
小中一貫教育、教員資質能力向上などに関する説明や報告  
がございました。

研究大会では、全国各地での特徴ある取り組みが紹介されました。ま  
た、助言者としての文部科学省の方からは、道徳教育と英語教育に関して  
の今後の動向に関する情報が提供されました。国の教育改革の動きが今ま  
でにないスピードで進む中で、大和市として現段階での準備に早急に取り  
組む必要があることを痛感いたしました。教育委員会として、そのかじ取  
りを遅れることなく進めていきたいと考えております。様々な刺激と情報  
を得ることができた3日間でした。

5月23日の土曜日には、草柳小学校で安心安全フェスタが開催されま  
した。この催しは、草柳小学校の地域の方で作っている三者協議会が中心  
となって、子どもたちの安心と安全を守ろうという取り組みの一環の行事  
です。グラウンドや体育館を使って、交通安全、自転車の乗り方、防火・  
防災など、いろいろなブースに分かれて、子どもたちが体験的に学習でき  
るよう工夫されています。それらがスタンプラリー形式になっていて、子  
どもたちは首からぶら下げたカードにスタンプを押してもらいながら回り  
ます。学校と子どもたちを支える地域ががっちり手を握っている様子が

よく分かり、とてもありがたく思いました。

運動会関連をまとめてご報告いたします。5月23日には渋谷中で、5月30日には北大和小と中央林間小で、6月13日には上和田中で、それぞれ運動会が行われました。天気にも恵まれ、子どもたちの一生懸命な姿に声援を送る保護者の皆さんも力が入っていました。また、春の運動会とはいえ、今年は気温の上昇が激しく、熱中症が心配されました。小まめな水分の補給を児童・生徒に呼びかける教員たちの姿が印象的でした。また、小中学校とも、若い教員たちの頑張る姿が目立ったことや、PTAを中心として保護者の皆様が運営の一部を担ってくださっていることが、とても印象に残りました。

今年度から3学期制に移行したこともあり、市内の小中学校全校で年間の行事日程を再検証した結果、春の時期の運動会は小中学校で2校ずつとなりました。これからも、それぞれ学校の特色を生かした教育課程を作り出してほしいと思っております。

熱中症対策についての補足ですが、昨年までは7月をめどに冷房への切り替えを行っていました。しかし、6月から熱中症が心配される状況であることから、今年は5月に切り替えを終えました。教育委員会として、学校現場での対策が取りやすいように配慮したものでございます。

5月26日には、交通安全協会主催の交通安全教室が下福田中学校で開催されました。「スケアードストレート」という、スタントマンが交通事故を再現して、恐怖を実感することでそれにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる手法を用い、視覚的に説得力のある交通安全教室でした。6月から自転車運転時の罰則がより厳しくなるなど、交通ルールの徹底が一層求められています。交通安全指導にはすべての学校で取り組んでおりますが、子どもたちの実態に合わせて、これからも継続して取り組む必要性を感じております。

5月27日には、いじめ問題対策調査会の初会合がございました。ご存じのように、大和市いじめ防止基本方針に位置づく調査会です。私からは、あいさつの中で、設立の経緯と会に期待するところをお話ししました。いじめ防止に向けて、大和市でも多くの取り組みを行っております。

が、これで大丈夫ということはありません。教育委員の皆様が目厳しくチェックをしていただき、様々なご意見をいただき、取り組みの改善につなげていけたらと考えております。

5月29日の金曜日には、教育委員の皆様で、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会に参加していただきました。新潟県長岡市での開催でしたが、日帰りでの強行軍でお疲れになったと思います。後ほど総会の様子などをご報告いただけたらと思います。

5月30日土曜日の夜には、下福田中学校で蛍観賞会が行われました。下福田中の敷地の隅に、横井戸からきれいな水が流れ出ているところがあり、学校が蛍池として整備してまいりました。地元の蛍の会の皆様のお力をお借りして、毎年この池に蛍が舞います。下福田中では、蛍を見る機会がなくなった子どもたちに、蛍に親しんでもらおうと、地域の方に公開しております。今年は例年よりも多くの蛍が舞い、子どもたちから歓声が上がっていました。蛍が生育できるように池の環境を整備することは大変なことだと思いますが、素晴らしい取り組みですので、毎年蛍が飛び交うことを願っております。

6月7日の日曜日には、大和美術協会主催の大和展表彰式が執り行われました。生涯学習センターを会場として多くの作品が出展されておりました。力が入った作品が並ぶ中、中学生の作品もあり、嬉しく思いました。大和美術協会の皆様には、小学校での美術鑑賞教育にもご協力をいただいております。これからも大和の子どもたちの美術への関心が高まってほしいと思いました。

6月20日には、青少年センターで青少年相談員の委嘱式と総会がございました。子どもたちを取り巻く環境も大きく変わり、人との関係が希薄になっている中で、子どもたちもなかなか心を許せる大人や友達を見つけられなくなっています。そうした子どもたちの心に一步踏み込んでいただくことをお願いいたしました。

6月24日には、社会教育委員の委嘱式を行いました。知識基盤社会と言われる社会の到来で、今後ますます生涯学習の視点から社会教育の重要性が増す一方、情報は、スマートフォンやインターネットへの依存傾向が

強くなり、スローメディアを見直す必要が生まれてきているように思われることなどをお話しいたしました。

来月定例会までの予定の主なものについてご説明します。

学校訪問が予定されております。日にちは、6月29日、7月2日・3日です。小学校6校、中学校4校を予定しております。今年度のテーマとして、教育委員会からは、いじめ・不登校問題解消と、学校学力向上プランに基づく取り組みを挙げております。また、昨年度から始めた学校現場とのフリーな情報交換をもう一步進め、学校の課題や教職員が困難に感じていることなど、独自テーマを学校側が設定して協議する時間を設けます。限られた時間を生かし、学校現場との交流を図りたいと思います。

7月9日には青少年問題協議会が保健福祉センターで、7月11日には青少年健全育成講演会が勤労福祉会館で開催されます。

続いて、お時間をいただいて、大和市議会第2回定例会における一般質問での、教育関連内容に関して報告をさせていただきます。教育に関しては、13人の議員からご質問をいただきました。

佐藤大地議員からは、教育環境の整備にかかわってのご質問でした。具体的には、1. 大規模校を抱える市中北部の人口推移と教育委員会の基本的な考え方、2. 35人学級の拡大について、3. プレハブ校舎の利用状況と北大和小学校区の地域協議会での検討内容の3点が中心です。過大な学校規模を是正するためには、通学区域の弾力的運用を継続するほか、学区の見直しや施設の整備等、総合的に考える必要があります。年内に学校規模や通学範囲等に関する教育委員会の基本方針を策定して、学習環境を整えていくとお答えいたしました。また、北大和小学校の過大規模の解消を目指すために、地域の方を中心とする協議会を立ち上げ、ご意見をいただいた中で今年度のプレハブ増築になったことをご説明いたしました。35人学級につきましては、文部科学省の35人学級拡大が計画どおり進んでいない状況の中で、県費負担による加配教員に加え、本市単独で市費による少人数指導のための非常勤講師を派遣し、学校に応じた指導ができるように取り組んでいることにお答えいたしました。

町田零二議員からは、放課後寺子屋やまとの事業にかかわって、学習習

慣を身につけることが必要と思われる子どもたちの参加状況を答えてほしいとのご質問でした。広報や学校からのチラシだけでなく、家庭訪問や個別面談を利用して外国籍の児童や経済的支援が必要な家庭の児童など、様々な背景により学習支援が必要と考えられる児童については、保護者を通して参加を呼びかけております。その結果、寺子屋への参加者も増え、学習習慣が身についたなどの報告も受けていること、引き続き保護者への周知や児童への声かけを継続していくこととお答えいたしました。

国兼久子議員からは、小中学校の校舎への今後の太陽光パネルの設置計画についてのご質問でした。大規模改修工事が予定されている小中学校につきましても、既存校舎の構造も検討しながら出力が定格10キロワットの太陽光パネルの設置を進めていく計画であるとお答えいたしました。

山田己智恵議員からも、学校規模にかかわる基本的な考え方と具体的な対策についてご質問がありました。過大な学校規模の是正のために、今までも通学区域の弾力的運用や学区の見直し、学校施設の整備などで対応してきましたが、学級数が30クラスを超える学校があることは認識しており、年内に学校規模や通学範囲等に関する教育委員会の基本方針を策定して、個々の学校規模の適正化や施設整備等を図る考えであることをお答えいたしました。山田議員からは、ほかの公的な機能を併せ持つ複合的な学校の新設など、新しい視点からも検討してみたいというご意見をいただきました。

河端恵美子議員からは、高齢者施策に関する中で、認知症サポーター養成講座を小中学校で児童・生徒対象に実施できないかのご質問でございました。認知症サポーター養成講座に関しましては、平成21年に1校、平成22年には2校の小中学校で、認知症の方への理解や接し方を学ぶために実施いたしました。また、中学校では保健体育の授業の中で認知症について学び、総合的な学習の時間や、介護施設との交流体験を通して福祉について学んでおります。今後も様々な教育活動を通して、高齢者や認知症の方への理解を深めるよう、取り組みを進めていく旨お答えいたしました。

中村一夫議員からは、厚木基地や自衛隊に関する学習に関してと、16

歳からの住民投票に備え、小中学校で政治参加の教育をどのように進めていくのかというご質問がございました。厚木基地につきましては、一部の小学校において、児童が厚木基地内の子どもたちと社会科や総合的な学習の時間の中で文化交流をしております。また、中学校では社会科の副読本の中で扱っております。自衛隊につきましては、小中学校とも社会科で、自衛隊の災害派遣の活動やP K Oへの参加など、その役割や働く姿について学習しております。総合的な学習の時間は、各学校で地域や福祉などのテーマを決め、教材の作成に取り組んでおり、各学校が地域性や児童の実態、発達の段階を十分に考慮し作成することが重要であると認識している旨をお答えいたしました。

二つ目の住民投票に関わる問題につきましては、小学校では6年生の社会科で住民投票について項目が立てられ、中学校では公民の教科書で、住民の地方自治への参加の拡大として、全国の例にも触れながら学習しております。今後も全小中学校で実施している児童・生徒会役員選挙などの体験的な学習も併せて、一人一人が政治に関する関心を高め、主権者であるということを学ぶとともに、主体的に社会に参画することの大切さを自覚させていきたい旨をお答えいたしました。

堀口香奈議員からは、生活困窮者支援にかかわって、子どもの貧困解消のための学習支援の実施について教育委員会はどう考えているか、また、具体的な子どもや保護者への支援に関してご質問がありました。教育委員会では、基礎学力の定着を図るため、様々な背景から学習支援が必要と思われる児童に、費用の負担もなく参加できる「放課後寺子屋やまと」を全小学校で実施しております。また、保護者への経済的支援につきましては、生活保護基準の1.5倍までを対象として就学援助事業を行っており、これは県内でも高い基準となっております。また、高等学校進学に対しては、給付型の奨学金も実施しております。今後もこれらを中心に、子どもや保護者のための学習支援に取り組んでいくことをお答えいたしました。

宮応美美子議員からは、教科書採択についての教育長の見解と、教科書採択の仕組みとスケジュール、教員、保護者、市民の意見を尊重すること



についてのご質問がございました。教科書採択についての教育長の見解としては、教科書採択は、大和市教科用図書採択方針に基づき、静ひつな環境を確保しつつ、公明かつ適正に採択すべきであると認識していること、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかなどについては、綿密な調査研究のもとに行われる必要があると考えていること、そして、教育委員会の責任と権限により、本市の子どもたちに最もふさわしい教科書を採択してまいることをお答えいたしました。

また、仕組みとスケジュールなどにつきましては、5月に大和市教科用図書採択方針を決定し、大和市教科用図書採択検討委員会に資料の作成を諮問したこと、採択検討委員会では、教科書の調査を調査研究員に依頼し、その報告をもとに検討した報告書を教育委員会に答申することをお答えいたしました。また、教科書につきましては、市役所、渋谷学習センターで展示するとともに、各学校へも回覧し、教員、保護者、市民が教科書を閲覧したり、意見を提出したりする機会を設けております。これらの資料や意見を参考にして、教育委員会定例会において教科書を採択し、8月中旬に神奈川県教育委員会に報告する流れであることをご説明いたしました。

大波修二議員からは、小中学校における政治参加教育と、原子力を含めたエネルギー教育と太陽光発電装置の設置状況、温暖化問題に対する実践教育についてご質問がありました。政治参加教育につきましては、小学校社会科では国民の代表者として選出された国会議員が、国民の生活の安定と向上に努めなければならないことを学び、中学校社会科では議会制民主主義が我が国の政治の原則であることを学んでおります。議会制民主主義を支える主要な方法が選挙であり、選挙に参加することの重要性についても学習していることなどをお答えいたしました。

エネルギー教育につきましては、小中学校の社会科や理科、中学校の技術家庭科において、資源・エネルギー問題やエネルギー資源の利用、有効活用などについて学んでおります。現在資源やエネルギーが不足してきていることから、省資源・省エネルギーなどの必要性が求められていることから、新しい資源・エネルギー開発が必要であることなどを学習してい

ること、原子力については発電所の事故が起きたときの被害は甚大であり、厳しい安全対策が求められていることなどを学習していることをお答えいたしました。太陽光発電に関しましては、28校中8校に設置しており、全小中学校で「やまとみどりの学校プログラム」に取り組むなど、実践的な環境保全教育にも取り組んでいることをお答えいたしました。

青木正始議員からは、学校のトイレについて、トイレ改修の目的と進捗状況、児童・生徒からの意見吸い上げ、コミュニケーション機能を有するトイレの設置について、和式トイレの使い方についてのご質問でした。トイレ改修の進捗状況は、整備対象74系統中58系統、進捗率78%であり、児童・生徒が明るく快適な学校生活を送れるよう、機能改善・向上を目的にしております。改修に当たっては、平成14年度に実施したアンケートを参考として、要望の多かった「自動で水が流れる」「明るい清潔なトイレ」などを取り入れた改修としていること、また、各学校の要望も直接お聞きしながら改修に取り組んでいることなどをお答えいたしました。また、和式トイレの使用につきましては、現在の和式トイレ率が約35%であることや、各小学校では新1年生を中心に和式・洋式両方の正しいトイレの使い方を指導していることをお答えいたしました。

小田博士議員からは、学力向上に向けた取り組みと投票率向上に向けた取り組みについてご質問がありました。学力向上につきましては、全国学力・学習状況調査の正答率が低い現状を教育長としてどう受け止めているか、教員のモチベーションを上げるためにも、正答率が高い学校だけでも学校名を公表できないかというご質問でした。平成26年度の当該調査の結果につきましては、調査全体を通し、学力に関して多くの課題が見られ、その結果を受け、学力向上に向けた具体的な取り組みを進めることが重要であると認識していることをお答えいたしました。学力に関しては、学校における教員の指導はもちろん、学習習慣や生活習慣、学力の下支えとなる読書習慣などが大きく関係していると言えます。教育委員会としては、教員の指導力の向上を図っているほか、小学校全校での「放課後寺子屋やまと」の実施、読書活動、学習活動の拠点としての学校図書館の活用などに取り組んでいること、また、学校ごとに学力向上プランを作成し、

基礎・基本の学習時間を設けたり、家庭学習ノートを活用して学習習慣を身につけさせたりすることなどに取り組んでいることをお答えいたしました。学校名の公表に関しましては、序列化や過度の競争を避ける観点から学校名は公表せず、市全体としての結果と分析を公表する現在の形を継続していくことが適切であると考えている旨を答弁いたしました。

投票率向上に向けた取り組みに関しましては、選挙に関する教育における政治的中立性についてと、小中学校では選挙についてどのような学習を行っているのかとのご質問でした。選挙に関する学習は、主に小学6年生と中学3年生の社会科で行っており、学習指導要領において、特定の政党の由来や綱領の細かい事柄に触れないようにすること、また、政党には様々な立場があり、それぞれ国民から支持されていることを理解させることが求められています。選挙の学習においては、選挙に参加することの重要性を考えさせる一方、政治的中立性が保たれるよう指導することが大切であることをお答えいたしました。小学校では、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであること、中学校では、議会制民主主義の学習を通して、正しい選挙についてや、選挙に参加する重要性についての内容が取り上げられていることもお答えいたしました。

井上貢議員からは、中1ギャップの取り組みに関係して、「放課後寺子屋やまと」の今後の展望と、中学1年生の子どもたちへの精神面へのフォロー体制についてのご質問がございました。放課後寺子屋やまとは、基礎学力の定着など学力の向上を目的として実施しておりますが、細やかな学習支援や、児童が一つの教室で学ぶことなどが、人間関係づくりのきっかけになり、いわゆる中1ギャップと呼ばれる中学校への不安解消につながることも期待されます。今後は、地域や児童の実態に応じた特色ある取り組みを進めるとともに、中学校の学習に向けて運営の工夫に努めていくことをお答えいたしました。また、すべての中学校では、入学前の6年生の児童を対象に、授業の様子や部活の様子を公開したり、入学後は担任や教育相談コーディネーターを中心として丁寧な支援を継続したりといった取り組みによって、不安の解消を図っていることもお答えいたしました。

山崎佐由紀議員からは、学校警察連携制度についてのご質問でした。学

校警察連携制度の概要と評価、運用件数、学校現場への影響、いじめ防止基本方針との関わり、個人情報の取り扱いについてなど、制度全般に関わる内容でございました。一步間違えると取り返しがつかない事態も予測される児童・生徒が抱える問題で、学校だけでは解決困難、なおかつ保護者の理解が得られない場合に限り、学校と警察の連携制度が適用されます。運用件数は、平成23年度、警察から学校への情報提供が2件となっております。各学校では、保護者の理解を得ながら関係機関と連携し、生徒の健全育成に向け支援に当たっておりますが、不測の事態に備え、本制度は大きな意味を持っていると考えております。また、教育委員会は、児童・生徒の情報の取り扱いについて、個人情報保護条例はもちろん、本制度の趣旨を逸脱することのないよう、適切に運用されるよう厳正な判断をしていくことをお答えいたしました。いじめ防止基本方針との関連は直接的にはないものの、いじめが暴力行為などに及び、被害者の命の安全が脅かされるような場合には適用も考えられること、また、個人情報保護審査会は、本制度の検証は担っていないことなどもお答えいたしました。

以上が一般質問の報告です。最後に、文教市民経済常任委員会で審議された後援名義の使用承認についての陳情書についても触れておきます。

陳情の内容は、憲法九条やまとの会が6月13日に主催するイベントに対し、大和市及び大和市教育委員会は、後援名義使用に当たっては政治的中立を保ち、適正に対処することというものでございました。審議の中で、本陳情に対する「留め」の動議が出され、「留め」となりました。このイベントに対する後援名義に関しましては、後ほど担当部より説明がございました。

以上で報告を終わります。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長からの報告が終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

○鈴木 委員 教育長からも報告がありましたけれども、5月29日金曜日に平成27年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会に出席いたしました。総会に続いて研修会でしたが、文部科学省による、新教育委員会制度における教育委員の役割と、「儒学者・小林虎三郎が目指した教育理

念」と題した記念講演を聞いてまいりました。会場の長岡は、皆さんもご存じだと思いますけれども、小林虎次郎の“米百俵の町”として有名です。その教育理念、教育の重要性を学んでまいりました。

○石川 委員 私もその感想です。今回は特に文科省から、教育委員会は、新制度下においても、一層責任感を持ってやってほしいというお話があり、私たちが改めて、襟を正して頑張っていかなければいけないと思いました。それから、長岡の米百俵の話や山本五十六の話聞き、勉強になりました。

○篠田 委員 同じように、とても良い記念講演の話聞かせていただきました。

○青蔭 委員長 ほかにございませんか。  
ないようでございますので、教育長の報告に対する質疑を終結いたします。

#### ◎議 事

○青蔭 委員長 それでは議事に入ります。日程第1（議案第30号）「平成27年度大和市奨学生の選考について（諮問）」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬塚 学校教育課長 平成27年度大和市奨学生選考審査会が、7月13日月曜日に予定されております。平成27年度に新たに奨学生を申請した48名の候補、平成26年度から継続で申請した25名、平成25年度から継続して申請した24名の中から、家庭の経済状況や学業成績、納税状況などから判断して、今年度の奨学生について選出することを選考審査会に諮問するものでございます。また、選考審査会の中で、7月15日水曜日までに答申をしていただきたいと思いますと考えております。

よろしくご審議をお願いします。

○青蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○鈴木 委員 今年度の申請者名簿で、9校のうち7校から申請があったようですが、ほかの2校に関してはいかがでしょうか。

- 犬塚 毎年周知はしているのですが、時々申請が出ない学校があります。昨年  
学校教育 度も2校ほどありました。それまでは5年間程連続して全9校から出てい  
課長 ました。
- 柿本 その件について、補足させていただきます。この奨学生制度について  
教育長 は、大和市が子どもたちの生活の支援のために設けているものでございま  
す。そういった意味で広く、なるべくたくさんのお子どもたちにと考えてお  
ります。その2校は申請がございませんでした。周知の方法等、各学校  
に任せている部分もございまして、原因を詳しく調査をしながら、この  
件については改善していきたいと考えております。
- 石川 2点質問させていただきます。
- 委員 1点目、申請が無い学校でも、就学援助を受けている家庭はあるはずで  
す。それでも申請が無いのは、保護者が「経済的にもう大丈夫」というこ  
とで出てこないのか、それとも周知のしかたや、学校の対応に問題がある  
のか。せつかくの制度なので、その辺をもう少し調査してもらいたいと思  
います。50名の定員のところ、申請者が48名で定員にも満たないの  
は、どこかに課題があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- 2点目、昨年、一昨年度の継続者の中で、それぞれ24名、25名とい  
うことなのですが、継続できなかつた、ないしは継続しなかつたというお  
子さんはいるのでしょうか。いる場合、その理由も、経済的にもう必要な  
いということであれば、それはそれでいいのですが、いかがでしょうか。
- 犬塚 継続申請には、毎年在学証明書の提出を求めており、提出があれば審査  
学校教育 することになります。提出がない場合、経済的に必要なくなったのか、そ  
課長 れとも高校を辞めてしまったのか、原因は分かりません。細かい人数は今  
分かりかねますが、音沙汰がないケースが数名おります。
- 石川 初年度は、大体毎年50名近く申請があり、そのうち数名のお子どもたち  
委員 は2回目の申請をしていないわけですね。その辺を追跡することも必要が  
あるのではと思うのですが。
- 犬塚 昨年、一昨年が41名ずつ、3年前が42名で、概ね40名程度が申請  
学校教育 しております。  
課長

- 青 蔭 犬塚学校教育課長、石川委員が追跡や調査についてお伺いしているので  
委員長 すが、その件に関していかがでしょうか。
- 犬 塚 申し訳ありません。特に継続申請しない方については、意思がないとい  
学校教育 う見方をしますので、調査しておりません。  
課 長
- 青 蔭 分かりました。ありがとうございます。石川委員、よろしいでしょう  
委員長 か。
- 石 川 はい。私は趣旨からいって、もし申請がない場合には連絡を取って、理  
委 員 由を聞くなりした方が良いのではと思います。そのうえで、今年はまだ必要  
ないということであれば、それはそれで構わないと思うのですが、いかが  
でしょうか。申請が無ければそのまま、というのはどうでしょうか。
- 犬 塚 今のご意見を参考にさせていただき、今後対応を考えたいと思います。  
学校教育  
課 長
- 篠 田 昨年度、一昨年度からは継続申請ということですが、新たな申請という  
委 員 のはあるのでしょうか。例えば高校から推薦されるといった方法による、  
新たな申請者はあり得るのでしょうか。
- 犬 塚 高校2年生や3年生が新たに申請するということですか。  
学校教育  
課 長
- 篠 田 今まで申請されていなかったけれども、やはり経済的にちょっと苦しい  
委 員 というお子さんの話です。
- 犬 塚 奨学生の選考については、最初に中学校の校長から人物面での推薦をい  
学校教育 ただいたうえで、経済面や成績面での基準に照らして選考しております。  
課 長 例えば高校の校長先生からの推薦というのは、規則上規定されておられ  
ません。
- 篠 田 そうですか。大和市に住んでいて、高校に通っている方を対象に、この  
委 員 奨学生制度を周知するというのは難しいのでしょうか。あるいは、中学校  
の卒業生としてそこまで関わっていくというわけにはいかないのでしょうか。

○犬塚 大和市が単独で全ての県立高校に周知をするのは恐らく難しいと思いま  
学校教育 ず。考えられるのは、例えば高校2年生になったご家庭から出身中学校に  
課長 対して、今からでも奨学金を受けられないかと相談をして、その校長が在  
学時代の様子を鑑みて推薦するといった形だったら可能かもしれませんが、  
そうすると規則改正等が必要となります。

○篠田 分かりました。  
委員

○青蔭 よろしいですか。ただ、ある日突然、その子に全く関係なくいろいろな  
委員長 要因によって経済的な破綻が起きることもあり得るわけです。そういうこ  
とを篠田委員が心配していらっしゃると思いますので、もちろん急にと  
いうことではありませんが、今後、高校の就学までは私たちがフォローする  
ということも必要になってくるかもしれません。すぐにはできないと思  
います。

○犬塚 大変参考になる意見だと思いますので、今後奨学生の在り方を含めて考  
学校教育 えていきたいと思えます。ありがとうございます。  
課長

○青蔭 ほかにご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより議案第30号について採決いたします。  
本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 異議なしでございますので、議案第30号は可決いたしました。  
委員長 続きまして、日程第2(議案第31号)「平成28年度使用小学校教科  
用図書の採択について」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤井 まず、教科書採択制度について説明させていただきます。  
指導室長 教科書ですが、学校教育法第34条により、「文部科学大臣の検定を  
経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用し  
なければならない」とされております。採択権につきましては、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第3章、教育委員会及び地方公共団体の長



の職務権限の中で、第21条第6号に「教科書その他の教材の取扱いに関すること」とあり、教科書採択権が学校設置者の教育委員会にあるとされております。そのほか、採択に関することといたしまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」とあります。ここでいう「期間」につきましては、この法を受けて義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項で、その期間を4年間と定めております。また、「毎年度」とあるように、大和市教育委員会でも毎年定例会にて採択していただいております。さらに「種目ごと」とございますが、これは「教科ごと」という意味で捉えていただければ良いかと思えます。

法に基づいてご説明いたしました、小学校教科用図書につきましては、平成26年7月の教育委員会定例会において採択していただき、平成27年度から4年間使用することになっております。つまり、平成28年度はその2年目に当たります。そこで、平成28年度使用小学校教科用図書の採択につきましては、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものでございます。

以上で説明は終了いたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしく願います。

よろしいですか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしでございますので、議案第31号は可決いたしました。

◎その他

○青 蔭 委員長 それではその他に入ります。各課で報告事項がございましたら、順次報告してください。

まず、大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について、桜井図書館長。

○桜 井 図書館長 この要綱の改正につきましては、教育委員会5月定例会議案第24号としてご審議いただき、第7条の文言について法制上適切かどうかを確認することを条件に、原案可決としていただいたものでございます。

改正後の第7条は、「推進会議の所掌事項に関する調査、研究等を行うため、必要に応じて関係各課等の職員で構成するワーキンググループを設置することができる。」とございます。この文末につきまして、「必要に応じて」とあるならば「設置する」で終わったほうが良いのではないかと、もしくは、「設置することができる」とするならば「必要に応じて」を削除しても良いのではないかと、とのご意見、ご提案をいただきました。これを受けまして、「設置する」と「設置することができる」では、法制上の観点からどちらがふさわしいかを検討し、今回の定例会で報告することとなっております。

前提といたしまして、第7条に定めるワーキンググループにつきましては、推進会議がその所掌事項である実施計画の策定やその他の検討を行う中で、詳細な調査・研究が必要となった場合等に、例外的に設置されるべきものでございます。すなわち、ワーキンググループは常設することが原則ではなく、推進会議単独では難しいと思われる事項が生じた場合に限り、必要に応じて設置されるべき性格のものでございます。

本題の、文末の「設置することができる」の表現に関しましては、この要綱によって推進会議に対し、ワーキンググループを設置する「権限を付与する」という意味を持たせております。これを「設置する」とした場合には、「原則的には設置する」という意味合いが強くなり、先ほど述べた意図する内容と異なってしまうこととなります。

今回の改正につきましては、改正前は必置と読める表現であったもの

を、その実際の性質に合わせ、適切な表現に改めたものでございます。したがって、「必要に応じてワーキンググループを設置することができる」とございますのは、全体として「必要な場合に限り、設置する権限を付与する」という意味を持つため、この表現がふさわしいと判断し、原案どおりとさせていただくことにいたしました。

今回のご指摘を受けまして、今後も法制上の表現につきましては、市民の方を初め、皆様に分かりやすい内容とするよう努めてまいります。また、この推進会議につきましては、子どもの読書活動の推進に向けて、ご期待に添える活動ができるよう事務を進めてまいり所存でございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○青 蔭 委員長 ありがとうございます。ただいま報告がございました。質疑がございましたらよろしくお願いたします。

○石 川 委員 私が前回お話ししたことですが、実際にそれが活動するかどうかは別に、改正前は明らかにワーキンググループを常時設置していると読めます。改正後は、「必要に応じてワーキンググループを設置することができる」ということですが、実際にはほとんど設置しないとの意味が強いのではないかと思います。必要に応じてワーキンググループを設置するのであれば、「必要に応じて推進会議が設置する」と、そのまま解釈してよろしいと思うのですが、「することができる」というと、必要があっても推進会議はワーキンググループを設置しない場合もあるという意味になりますよね。ですから、私としては少し違和感が残るのですけれども、充分検討されたうえでの結果だから今回はこれで良いと思います。

先ほど館長の話にありましたように、このような要綱というものは、市民や一般の人たちも見て分かるように整備していかないといけないだろうと思います。いろいろな捉え方ができることが良い場合もありますけれども、やはり本来、法令・例規や約束事というのは、そうではいけない部分があるのではないかと思います。ぜひ今後、このような要綱を作る場合には、文言や用語をしっかりと研究して、分かりづらい表現を避け、市民や一般の人が読んでもはっきりと分かるようにお願いしたいと思います。

○青 蔭 その辺は桜井館長も充分留意し、次回もそのようにすると思います。

委員長　ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

続きまして、放課後子ども教室「参加登録申込書」の紛失について、佐藤こども・青少年課長。

○ 関　　その前に、私から一言よろしいでしょうか。

こども　ただいまの件につきましては、既にご承知のこととは思いますが、放課  
部　長　後子ども教室、いわゆる放課後ひろばの事務処理において、児童等の個人情報  
が記載されている「参加登録申込書」11枚を紛失し、保護者並びに児童の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたします。

この件につきましては、原因が違うものの、昨年と同じく「参加登録申込書」を紛失していることから、私から直接こども・青少年課の職員に正確な事務処理の徹底を指示いたしました。また、同課においても再発防止に向け、事務処理の見直しを行っておりますことを、併せてご報告させていただきます。詳細につきましては、担当課長から報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○佐 藤　それでは、放課後子ども教室（放課後ひろば）「参加登録申込書」の紛  
こども・　失についてご報告させていただきます。

青少年課長　大和市役所こども・青少年課で管理しております、放課後ひろば「参加登録申込書」の一部、計11枚が、青少年センター内もしくは放課後ひろばにおいて、紛失していることが分かりました。この「参加登録申込書」は、児童が放課後ひろばに参加するため、保護者から提出していただいている書類です。紛失確認後、こども・青少年課全職員で青少年センター内及び放課後ひろばの使用施設を探しましたが、発見できませんでした。なお、被害等の報告はありません。対象の保護者に対して謝罪し、再度「参加登録申込書」の提出をお願いし、全員から再提出をいただいております。

一つ目、紛失確認日は、平成27年5月20日水曜日でございます。この間、徹底した搜索、関係者への事情聴取等を行い、保護者への謝罪等が最優先と考えまして、保護者対応をまいりました。保護者対応が概ね完了した6月1日の時点で、この事故について公表をいたしました。

二つ目、発生場所は大和市青少年センター内こども・青少年課、もしくは

は下福田小学校の放課後ひろば使用施設のいずれかでございます。

三つ目、紛失物は、放課後ひろば参加登録申込書11枚、11人分でございます。記載内容でございますが、保護者の住所・氏名・電話番号、参加児童の氏名・生年月日・性別・通学している小学校名・学年・組、緊急連絡先の氏名・続柄・電話番号でございます。

四つ目、原因につきましては、市担当者が「参加登録申込書」を放課後ひろば担当者から受領する際、確認作業が不十分であったためと推定しております。

五つ目、今後の対応でございます。受け渡しが確実に確認できるよう、受付回収簿等の書式の見直しを図り、持ち帰った書類の取り扱いは必ず別の担当者が再チェックする等、收受から保管までの一連の取り扱いすべてにおいてチェック体制を強化するとともに、全職員が意識を持ってそのチェック体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。事務の見直しということで、マニュアルの改訂等も検討しているところでございます。ただ、複雑なマニュアルにしては、かえって事務が煩雑になり、仇となる可能性もございます。改訂にあたっては、できるだけシンプルで、どの職員でも確実に対応可能であり、また責任の所在も明確になるような視点を踏まえてまいります。

ただ、マニュアルを改訂すれば良いというものでは決してなく、部長からも今お話がありました、一番大事なことは、職員の意識、自覚の問題ですので、その点にしっかりと焦点を当て、今後二度とこのようなことのないよう、努めてまいります。

以上でございます。

○青 蔭 ただいま説明が終わりました。質疑がございましたらよろしくお願  
委員長 いたします。

○石 川 このような場で、きちんと話を聞いて、今後の対応をしてもらうことが  
委 員 大事だと思います。

いくつか質問させてください。紛失確認日が5月20日で、6月1日が発表ということですが、この参加登録申し込みが行われたのはいつですか。

○佐藤 4月10日でございます。

こども・  
青少年課長

○石川 4月10日に申し込みをいただいて、11枚だったのですか。それとも  
委員 その時点では11枚以上、ほかの子どもたちの分もあったのですか。

○佐藤 4月10日の申込書は、11枚だけでございます。

こども・  
青少年課長

○石川 そうすると、4月10日に申し込みをいただいて、紛失を確認したのが  
委員 5月20日、約1か月強経過しています。それから6月1日の発表で、この間10日程度かかっています。この辺りの所要日数が気になるのですが、申し込みをいただいてから、申込書は通常どのように処理されていくのですか。

○佐藤 放課後ひろばは、週3回学校で開催しております。事務の流れにつきまして  
こども・ して、参加登録申込書は、初めてひろばに参加する児童について提出いただくものです。例えば今回の4月10日は、11枚の参加登録申込書をひろばのスタッフが保護者から受け取っています。当然、開催日ごとに申込書の枚数は異なり、無い日もございます。それを市の担当者が定期的に、月1回程度各ひろばを訪問し、参加登録申込書を回収するという流れでございます。毎回、開催日ごとに市の担当者が行くのではなく、まとめて回収して青少年センターに持ち帰ります。持ち帰った参加登録申込書は、パソコン上で作成している台帳に1件ずつデータを入力した後、青少年センターの事務室内に保管されます。新しくデータを入力した台帳は、印刷して放課後ひろばに渡しています。これにより、その児童は参加登録が済んでいるか等が、台帳上で確認できます。

その台帳を渡したのが5月20日の時点です。そして放課後ひろばにおいて、参加登録申し込みをしたはずの児童の名前が、台帳に載っていないという話になり、発覚いたしました。申込書は定期的に回収を行い、その後データ入力をするという作業がございますので、申込書提出から発覚まで1か月強、時間がかかってしまったということです。

○石川 委員 そうすると、青少年センターで入力するとき、既にその申込書は無かったということですよね。

○関 部長 今ご説明したように、概ね1か月分まとめて参加登録申込書を回収してこども部 います。申込書が回収されてしまうと、ひろばでは、誰が申し込んだのかわからなくなってしまいます。そこで、ひろばでは、新しいデータに更新された台帳が届くまで、約1か月間は台帳に手書きで、新しく申し込んだ児童を追加しています。よって、新しく申し込んだ児童については、手書きの台帳で確認ができます。青少年センターで、回収した申込書のデータを入力した後、ひろばでは、その新しい台帳を古い台帳と差し替えることとなります。その時点で、ひろばでは、手書きの台帳には名前があるのに、新しい台帳に名前が無いと気づき、確認したところ、紛失が発覚したわけです。このような事務の流れにより、1か月強を要したということです。

○石川 委員 事務の流れは分かりました。  
今回、昨年に続き2度目の名簿に関わる事故だったわけです。原因として、ひろばの担当者から受領する際、確認作業が不十分であったためということですが、端的に言うと、ひろばの担当者は渡したと言っていて、こども・青少年課の職員は、データ入力されていないのだから受け取っていないと言っているということで、受け渡しの確認ができていなかったという認識でいいですか。

○佐藤 委員 そのとおりです。  
こども・  
青少年課長

○関 部長 紛失時の事情を少し細かく説明させていただきますと、参加登録申込書については、ジッパーのついた袋に入れて保管しております。約1か月ごとにまとめて持って帰りますから、1か月分はこの中に入っていることとなります。何人かのひろば担当者が、下福田小学校で、この中に11枚分入っていることを確認しているのです。ただ、ここが事務処理の中で今後改善しなければならない部分なのですが、この袋は、公文書類を入れる袋として、実は申込書だけでなくほかにもいろいろな書類が一緒に入ってい

ます。その中に11枚分の申込書が入っていたことを現場では確認して  
ました。

本来であれば、4月10日の11枚分と、その後回収までに提出された  
申込書が5枚、計16枚が袋に入っているはずでした。ところが、持って  
帰った職員が中を見たときに、5枚しか無かった、それ以外の11枚分を  
目にしていないということを、その職員は、はっきり記憶していました。  
自分は5枚しかないと思って「5枚回収済み」と受け渡し簿に記録して帰  
っています。ですから、その職員は確実に自分が回収したのは5枚だと思  
っています。かたや放課後ひろばでは、この袋に入っているものを保管し  
ていた何人かが、この中に11枚分入っていたこと確認しています。

そうすると、一体どこに行ってしまったのかということなのですが、こ  
こから先は推測になります。持って帰った職員は、恐らく申込書以外の書  
類の中に11枚が紛れていたことに気がつかず、本当に自分は5枚しか持  
って帰っていないという認識でいたのだと思います。申込書以外の書類の  
中には不要な書類もあり、それについては処分をすることになっています  
ので、推測の域を出ませんが、紛失したのであれば、不要な書類の中に紛  
れて一緒にシュレッダーにかけてしまった、それぐらいしか考えられな  
いだろうと思っています。

いずれにしましても、この袋に入った書類は、鍵のかかる場所に厳重に  
保管してありますので、それ以外のところに漏れるというのはまず考えに  
くいです。持って帰ったときも、その時点では5枚しかないという意識し  
がなく、不要な書類については確実に処分をしたということですので、そ  
の辺のどこかで紛れてしまったものとは考えようがありません。申し訳  
ありませんが、推測の域は出ません。それで、今お話しした受け渡しの方  
法等について、先ほど課長が申しあげましたように、簡便で確実な方法へ  
と改善したいと思っています。

○石川 委員 そうすると、その11枚の書類が外部に出たということは考えられない  
わけですか。

○関 ことども はい。それはないと思います。



部 長

○石 川 今後あってはならないことなので、事務の流れ等を工夫することはとても大事ですけれども、私は前から言っていますが、いろいろな人がチェックをしたり、一々書いたりするようにすると、結局職員の仕事が多岐にわたったり、どんどんチェックのための事務が増えてしまうというのは好ましくないと。いろいろな仕事がある中で、シンプルにしていけないと逆にミスが起こるとい。忙しいのに何でこんなことまで、という気も起こり得るので、シンプルの中で絶対にこういうことが起こらないような体制を、ぜひ知恵を絞って考えていただければと思います。

それと、一つ書類をいろいろな場所に移動させることが、どこかで紛失してしまう一つの原因になることもありますので、その辺も含めて、申込書を受け付けたら、そこで基本的に保管する。そして、そのデータについてはどこかで処理をするというような工夫をするなど、今後事務を行う現場の段階で少し研究していただいて、現場の人たちの仕事をできるだけ増やさないような形でのチェック体制をぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柿 本 私からも少しだけ述べさせていただきます。

教育長 教育に関わるものは、個人情報の集まりだと思います。そういった意味で、学校現場では様々な個人情報の問題が起きますし、それに対して万全の体制を整えていかなければいけないと思っています。

今回のことについては、例えば受け渡しのところをはっきりさせる。それはそれでよろしいと思いますが、そこをはっきりさせても、「どちらかで話と状況がかみ合わなくなっている」ことが分かるだけであって、「どちらかでなくなっている」ことに対してどう防ぐのかは、まだ具体的には出てきていないのではないかと思います。

先ほどの話の中では、同じ袋の中でほかの書類と混じってしまう仕組みであったこと自体、個人情報の扱い方のノウハウが足りなかったと言われてもしかたがないと思います。そうしますと、申込書の移動がこれからも必要ならば、その受け渡しの方法はもちろん、それぞれの場所でどのようにその個人情報を保管するかをきちんと考えなければならないと思いま

す。今、石川委員がおっしゃった、なるべく移動を少なくするというのも大きなヒントになるかと思っています。

一方で、一つのシステムを作っても必ずいろいろな問題が起きます。私自身も含めてなのですが、定期的にそのシステムの見直しや、職員への意識づけなどを、年度初めなり終わりなり、節目節目で行う必要があると思います。このような機会に、改めてそのことを考え、今後に生かしていけたらと思います。

○ 関 ただいまのご意見を踏まえ、検討していきたいと思います。

こども

部 長

○青 委員の方々も大変心配なさっています。個人情報扱いですので適切かどうかはしっかり考えなければなりません。例えばファクスで送るとか、学校でデータを入力するとか、そういった方法を使って、申込書自体を移動させるのではなく、学校側にその原本を置いたままで済むような方法をお考えいただきたいと思います。袋を増やしても管理が大変になります。いずれにしても、皆さんお知恵を出していただいて、二度とこのようなことが起きないようにお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

続きまして、大和スポーツセンター体育会館及び陸上競技場改修工事に伴う閉館等について。大軒スポーツ課長。

○大 大和スポーツセンター体育会館及び陸上競技場改修工事に伴う閉館等につきまして、学校でも各種スポーツ大会、部活動の練習場としてスポーツセンターを使っております。今年度、大規模な工事を予定しており、閉館でご迷惑をおかけしますので、その情報提供でございます。

スポーツ

課 長

一つ目としまして、大和スポーツセンター体育会館空調設備改修及び雨漏り補修工事でございます。工事概要として、①空調設備は、第1体育室、第3体育室、第一武道場、第二武道場、弓道室ロビーに、新規に冷暖房設備を設置するものです。1階の第1体育室につきましては、県内初の床冷暖房システムという、新しい省エネ型の冷暖房設備を入れる予定でござ

ございます。3階以上につきましては、一般的なダクト方式になります。②空調設備既存更新は、1階ロビー、役員控室、事務室等、既存の空調の老朽化に伴い、更新するものでございます。③屋上防水工事は、昭和62年からある建物ですので、雨漏りがかなり発生しており、その補修を行うものでございます。

閉館の期間ですが、一番大きなアリーナである第1体育室が、平成28年1月12日から同年3月31日まで、その他の体育室等は、平成28年4月1日から同年6月30日までです。

二つ目、大和スポーツセンターの競技場大規模改修工事でございます。工事の概要として、トラック等の全面張り替えを行うとともに、小田急線側沿いの防球ネットを現在の6メートルから10メートルにかさ上げするものです。こちらの閉場期間につきましても、今年の10月1日から来年の3月31日まで、半年間利用ができないこととなります。以上でございます。

○青 蔭            ありがとうございます。質疑等、ご意見はございますか。

委員長

○鈴 木            第1体育室が1月12日から閉館とのことですが、成人式を考慮しての日程なのでしょうか。また、3月31日までということは、4月1日から使用できるという解釈でよろしいのでしょうか。

委員

○大 軒            そのとおりでございまして、成人式が終わった後に工事を始める予定です。また、第1体育室については4月1日から使用できる予定で、その他の施設については逆に4月から工事ですから、3月までは使用できることになります。

課 長

○青 蔭            よろしいですか。ほかの委員の方、ございませんでしょうか。

委員長

ほかに報告はございますか。犬塚学校教育課長。

○犬 塚            大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せに基づいて、市立小中学校の児童生徒数を報告いたします。

学校教育

課 長

平成27年5月1日現在の児童生徒数でございます。昨年度と比較して、小学生は124人の増加、中学生は71人の減であります。網かけになっているところは、各学校が少人数研究として国や県からの加配教員を

使って35人学級を実施している学年です。

本来であれば5月の定例会で報告すべきところでありましたが、1か月遅くなってしまいました。申し訳ありません。よろしくお願いします。

○青 蔭 委員長 ただいま報告がございました。質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

○鈴 木 委 員 長 これはよく分かりました。昨年と比べ、小学校では124名増え、中学校が71名減とのことですが、そのほかの傾向として、昨年と比べていかがでしょうか。

○犬 塚 課 長 今年は小学校の新1年生が非常に多く、2,000人を超えています。学校教育通常ですと1,700~1,800人台が多いです。去年の小学6年生が1,932人で、その学年が卒業して2,031人が入学しているので、その分増えています。

○鈴 木 委 員 長 分かりました。

○柿 本 教育長 もし資料があれば、その前の年から増加傾向にあるかどうかというのを教えていただきたい。小学校の方が気になるところです。

○犬 塚 課 長 今手元にあるのが平成25年からのみですが、平成25年が小学校で1万1,534人で、平成26年が1万1,504人ですので、減っています。今年は1万1,628人で増えています。

○柿 本 教育長 分かりました。

○石 川 委 員 長 やっぱり北大和小学校が突出して児童数が多いですね。北大和小学校の動向がここでは分かりませんが、今後どのように動いていくか、なかなか難しい問題がまだ起きてきそうですね。

○犬 塚 課 長 住基上の児童推計等を考慮しながら、北大和小学校について今後どうするかというのは事務局でも話し合い、教育委員会のほうにご提案する予定でいます。

○柿 本 教育長 補足です。北大和小学校だけではなく、特に北部・中部を中心とした学区については、教育部内での担当課は学校教育課なのですが、それを越えて特別チームとして各課の課長を入れながら、横断的な会合を持って今対

応を図っています。また、まとまった時点で報告したいと思います。ただ、課題山積なのは事実でございます。

○青 蔭 簡単に、またすぐに良案はできないと思いますが、大きな問題ですの  
委員長 で、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

○篠 田 少人数研究のところについて質問ですが、これは学校によって、対象の  
委 員 学年がそれぞれ違うというのは、どういうことでしょうか。

○犬 塚 国と県から、少人数を実施するための加配教員が、各学校1名から2名  
学校教育 配属されております。その活用方法は2種類あり、学級を一つ増やして1  
課 長 学級当たりの人数を減らす少人数学級を行うものと、例えば算数等の授業  
の中で1学級を二つに分けて少人数指導を行うもののどちらかです。です  
から、ある学校では、ほとんど40人となる学年で1学級の人数を減らす  
ために少人数学級にしたり、ほかの学校では、例えばつまずきやすい算数  
で、4年生や5年生に少人数指導をしたりと、学校によって選んでいると  
いうことです。

○篠 田 分かりました。  
委 員

○青 蔭 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございますか。  
委員長 ほかに報告はございませんか。

ないようでございますので、ここで私から、今般、新聞報道等で話題に  
なっている憲法九条やまとの会の事業への後援名義について、確認してお  
きたいことがございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、後援名義使用についての事務手続きと、承認についての基本的な  
流れはどのようになっているかを、詳しく説明いただきたいと存じます。  
大下教育総務課長。

○大 下 教育委員会の後援名義につきましては、要領を教育総務課が所管してお  
教育総務 りますので、私から説明させていただきます。

課 長 後援名義は、大和市教育委員会後援名義使用承認手続きに関する要領に  
定める基準に則り、教育委員会として承認しております。承認の基準につ  
きましては、教育委員会が適当と認める団体の教育関係事業で、様々な要  
件を具備するように定めております。事務処理上の手続きとしましては、

教育長への委任事務となっており、教育委員会に付議する案件ではございません。教育委員会の事務局、あるいは補助執行しているものであれば、それぞれの補助執行部門で起案し、その内容を審査した上で、部長または教育長の決裁により、承認の意思決定をするという手続きになっております。

○青 蔭 委員長 ありがとうございます。それでは、その教育長決裁と部長決裁は、どのように区別しているのでしょうか。

○大 下 教育総務課 長 決裁区分ですが、部長決裁につきましては、後援名義の承認で定例的なもの、教育長決裁につきましては、後援名義の承認で異例なものとしております。事務処理上は、過去に承認実績のある事業などについては部長決裁、新規に申請された事業については教育長決裁として対応しております。今回の憲法九条やまとの会の事業に関する後援につきましては、過去に承認実績がございますので、文化スポーツ部長決裁で承認したものでございます。

○青 蔭 委員長 分かりました。ただいまご説明がございまして、承認手続きの概略はご理解いただけましたでしょうか。

続いて、本件についての経過報告をお願いいたします。北島文化スポーツ部長。

○北 島 文化スポーツ部長 今回の件に関しまして、憲法九条やまとの会に対する後援名義の使用承認については、以前にも教育委員会に請願が出されておりました。市に対しても、過去にもありましたので、慎重に対応しているところでございます。今回も議会に陳情が出たほか、一般質問としても出ておりました。

6月13日が講演会の当日だったのですが、私と担当の課長が直接会場で聞いてまいりました。私は次の都合があったものですから、前半の講演を聞いたところで退出し、担当の課長は最後まで残りました。担当課長によると、後半に、既に報道で出ておりますけれども、社会派アイドルと言われるグループの方たちが歌を歌ったりトークをしたりということが展開されました。前半の講演が大体質問を入れて2時間近くあり、後半のアイドルグループの時間は40分から45分程度、それなりの時間が割かれていたということでございます。そのアイドルグループの歌の中に、特定の

政党を揶揄するような内容が多く含まれていたということでございます。担当の課長が聞いても、これは行き過ぎではないかというのが率直な感想でございました。いろいろ検討したところで、やはり特定の政党名を出して批判する、揶揄するというのは、後援名義の要領に照らして、ふさわしくないと判断し、事後にはなりませんけれども取り消しをするという方針を立てた次第でございます。

その後の経過としては、6月24日にまず新聞報道が出ました。そうすると今は、インターネットにもそのままその記事が出てまいります。ヤフーのトップニュースのページにも出たものですから、それで大きく話題になりました。それによってまた、ほかの新聞各社や、昨日の夜は「ニュース23」というテレビ番組にも取り上げられました。特にアイドルグループが関係しているということで、一層話題になっているのだと思っております。報道が先に出てしまったため、前後してしまったのですが、昨日、憲法九条やまとの会の方々に、取り消しをすることを正式にお伝えしました。先方はやはり、取り消しに対しては意見表明をする旨お話しされていましたが、現時点では、ご納得いただけたと思っております。

承認取り消しの事務処理については、来週早々に手続をし、決裁を受けた上で先方に通知をするという手順でございます。以上でございます。

○青 蔭 委員長 ありがとうございます。ただいまご説明がございましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

○石 川 委員 私自身は、いろいろな団体がありますけれども、ある団体について特別どう思うということは全くありません。ですので、どの団体だから後援しないとか、そういうことではないと思います。申請された事業が、教育委員会が後援するのにふさわしいかどうかであり、要領に沿ったものであれば、どういう団体であれ、基本的には後援していくというのが、教育委員会としての姿勢だと思います。だから今回、実際の内容が、担当課長から見ても行き過ぎであり、事前の話と違うということであれば、後援を取り消すこともやむを得ない。基本的には、申し込みをされたときに確認した内容を、教育委員会としては信頼する以外にないということですよ。そのうえで、実際違うことが行われたとすれば、取り消しをすることは当然

だろうと思います。私は、実際その内容を見たわけではありませんから、どのような状況だったかは分かりかねますが、芸能人がどこかで自分たちの責任でもって芸能する分には、どのようなことを言っても良いのかもしれない。しかし今回の件は、教育委員会として後援名義の使用を承認しているわけですから、それにふさわしい内容であることが前提であり、必要だと思います。今後もこのような問題は出てくるだろうと思いますけれども、後援にあたっては慎重に審査し、もしまた全然違う内容といったことがあれば取り消すということは、必要なのではないかと思います。

○鈴木委員 私も同じような意見です。一つ確認ですが、大和市の後援は取り消しということでよろしいですね。教育委員会の後援はいかがでしょうか。

○北島文化スポーツ部長 先ほど、教育総務課長から話があったように、これは教育長への委任事務であり、かつ、補助執行事務として文化スポーツ部内で事務処理をしております。ですから、教育委員会の手続きも、市の後援の手続きも同じ考え方で行っていますので、今回は双方足並みをそろえる形で事務処理をしようと考えております。

○鈴木委員 その点について、教育委員会としての説明責任も大事だと思うので、その点も踏まえ、これからしっかりしていただきたいと思います。

○石川委員 今回は、新聞に先に出てしまったことも大きな問題だったと思います。当然、新聞報道の前から今回の話は上がっていて、話し合いがされていたのだらうと思うのですが、そのような段階で私たち教育委員への話は全くなく、新聞に出てから寝耳に水の状態で電話連絡がありました。大きな変更がある場合には、できるだけ早く報告していただくことが大事なのではないでしょうか。例えば、委員長のところにもいろいろな話があるかもしれない、そのときに知らなかったということではやはり問題だと思います。

教育長への委任事務ということで、もちろん教育長、部長の決裁なのですが、それでも教育委員会として後援名義を出していることに変わりはありません。ですから、大きな変更がある場合には、少なくとも報道が出る前に、状況を連絡していただいた方が良く思っております。

○北島文化 その点に関しましては、お詫びをするしかありません。申し訳ありませんでした。議会の会期中、急激に話が動いて決まっていき、また我々が予



- スポーツ 想するよりも早く報道に出てしまい、ご連絡が遅くなってしまいました。
- 部 長 大変申し訳ありませんでした。
- 篠田 今、石川委員がおっしゃったことは、その通りだと思います。
- 委 員 そして、以前から教育委員会の中でも取り上げていましたように、慎重にいかなくてはいけないと懸念していた部分で、起こってほしくないことが起こってしまいました。やはり承認をする際には、申請における責任者の方が、例え芸能人の発言であっても、主催者として責任を持って気を付けて管理しなければならない、ということを申請の段階でしっかり確認していただければと思います。
- 鈴木 今、篠田委員がおっしゃったとおりなのですが、教育委員会の後援名義委員につきましては、今後厳しく検討していくことも大事かと思えます。
- 柿本 今回の件では、後援名義の要領が変わるということはありません。今後教育長 も、今までの考え方自体に大きな変更はありません。つまり、後援するというのは、市民の方たちが、批判的なことまで含めていろいろな意見を活発に出し合いながら様々なことを考えていくことに対して、それを奨励するという意味でございます。ただ、今回は残念ながら、意見や批判というものが、誹謗中傷の部類に入るものになってしまった。これは正直、後援を申請する団体も、その内容については責任を持っていただきたいと、私はこの立場で思います。というのは、市も教育委員会もなるべくそうした市民の活動に対しては、幅広く後援をするという姿勢は今後も持ち続けますので、それについてはよくよく理解した上で、内容等については、後援に合うものであることを前提として申請していただきたいと思っております。残念ながら今回は取り消しということになりましたが、これを機として、今後のことを慎重に考えていけたらと思っております。
- もう一つ、先ほども話が出ましたが、非常に困っていたのは、委員の皆様について、どのように説明するのか、ということでした。今までは、新聞報道が出ると思われる場合、事前にご連絡を差し上げてきました。ある件についてプレスリリースします、よって近日中に新聞に出ると思えます、というようなことです。お集まりいただけないときには、電話連絡等で委員の皆様にも状況をご説明してきました。今回、教育委員会の後援の問題

でありながら、委員の皆様への説明が報道よりも後になってしまい、これでは教育委員の皆様は正直、教育委員会名義の後援というものに対して責任が取れないとお感じになってもしかたのない事態だったかと思えます。組織的な対応の面で、それも今回の大きな課題であると思っております。

○青 蔭            ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員長            後援名義の使用申請につきましては、年間に概ね130件程度あると聞いており、これらについて、審査の段階である程度は調べられても、事細かに、例えばこの女性グループは何の歌を歌い、その歌詞はどういう内容なのかというところまで調べられるかという、常識的に考え、ほかの事務が多々ある中では不可能に近いと思えます。つまり、自分の主義主張はどんどんおっしゃっていただいて結構でございますが、ただ、そこで著しく申請内容と違うものをされる場合、これをチェックするというのは不可能かと思えます。今回の件で言えば、どのような歌を歌うのかというのは、聞けるものなのですか。

○北 島            我々としてもチェックをすべきだったかもしれないとは多少思います。  
文 化            ただ、前半の講演が、元防衛官僚であり、いろいろなメディアに出られて  
スポーツ          いる方でしたので、そちらのメインの講演については、我々も著書を購入  
部 長            して読むなど、どのような話をされるのか、どういう主張をお持ちなのか  
                  というのは理解しましたが、アイドルグループの方は、直前になってその  
                  出演が判明したものです。余興程度と聞いていたので、そんなに時間を割  
                  いてやるものではないという認識を持っておりました。それで、歌詞の内  
                  容まで細かくチェックはしなかったのですが、憲法九条やまとの会の方た  
                  ちには、やはり主催者として、事前にチェックをすべきだったのではない  
                  でしょうかとは申し上げました。市民の方をはじめ、行事を催す方たちと  
                  の信頼関係の中で、後援名義の使用を承認しているものですから、我々が  
                  全部そのイベントに行って中身をチェックするのかというと、それは正直  
                  しておりません。今回は特別いろいろな動きがあった中で行きましたけれ  
                  ども、そこは、主催者の方が責任を持ってやっていただくのが基本である  
                  と思っております。

○青 蔭            もう一度よろしいですか。その女性のグループが、先ほど社会派アイドル

- 委員長　　ルと言われているとおっしゃいました。社会派アイドルというのは、事務局として、いつ、どの段階で承知なされたのですか。
- 北 島　　5月の末ぐらいに、その出演が判明したところで、インターネット等で文化調べて分かったものです。社会派アイドルというのは、自称というか、そのスポーツのように呼ばれているというもののようです。
- 部 長
- 青 蔭　　そうですか。私はそういったことに暗くて申し訳ございませんが、いろいろなアイドルグループがたくさんある中で、ご自分で名乗っているか、人が呼んでいるかに関わらず、この「社会派」という冠を持つグループが来て、何も無いと考えてしまったのでしょうか。社会派アイドルと名乗っているからには、何かをするのではないか、あるいは歌の中で何かが出てくるのではないかとはい、考えなかったのでしょうか。
- 委員長
- 北 島　　その出演が分かってから、先方の主催者には確認をしました。議会でも文化陳情が出ていることですから、きちんと慎重にやってください、というおスポーツ願いはいたしました。ただ、こちらで歌詞の内容まですべてチェックする部 長ということはいたしませんでした。
- 青 蔭　　分かりました。なかなかそこまで、全部くまなく調べるということは難しいと思います。
- 委員長
- 石 川　　これだけ事前にお話をした中で、このような結果になってしまったわけですから、やはり約束が違うということで、後援名義を取り消すことはもうしかたがないと思います。ただ、これからももちろんチェックはするのですが、この会だから承認しないという考え方ではなく、大事なことは、基本的に市民活動を応援していくのだという姿勢であると思います。
- 委員
- 青 蔭　　教育長もおっしゃっていたように、そのことに対しては、教育委員も誰も反対していません。ただ、内容については今回いかがかと思しますので、教育委員の総意として、今回の取り消しはやむを得ないということでよろしいでしょうか。
- 委員長
- ありがとうございました。では、ただいま皆様から意見を伺い、教育委員会としてはこういう方針で我々も同意したということをお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

この件についてほかにご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

委員の方からほかになにかございますか。

特にないようでございますので、7月会議の日程をお知らせいたします。7月定例会は、7月30日木曜日午前9時半を予定しております。よろしく願いいたします。

◎閉 会

○青 蔭 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会6月定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分